

## 第10回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時: 平成13年7月27日(金)14:30~17:00

場所: 県庁北館4階 第3委員会室

議題: 抽出9事業の審議について

土木建築部	一般国道375号(日下拡幅)道路特殊改良事業	【三次市】
	三田谷川 通常砂防事業	【高宮町】
	土生港土生地区 地方港湾修築事業	【因島市】
	広島港御幸松地区 港湾局部改良	【広島市】
	竹原港沖辺地区 港湾海岸高潮対策事業	【竹原市】
農林水産部	和草地区 ほ場整備事業	【久井町】
	三河地区 かんがい排水事業	【大和町, 久井町】
	重井地区 畑地帯総合整備事業	【因島市】
	大力谷清武線 民有林道開設事業	【豊栄町, 三和町】

### 【土木建築部所管事業】

#### ○ 一般国道375号について

- A委員** 現道拡幅からトンネルに工法を変更しているが、このために特別な手続は必要か。
- 道路整備室長** 格別の手続はない。国庫補助の関係で、国に対し当初の計画と変更後の計画について協議し、承認頂いている。
- 委員長** 交通量が減っているのにやめたらどうかという話は、国のほうからは出ないのか。
- 道路整備室長** この道路の北側に県道庄原作木線の便坂トンネルが完成した。以前はここも、交通の難所になっていたところであるが、開通してからは当該日下地区を避け、少々遠回りになるが、庄原作木線へ交通量が転換したものと思われる。
- 庄原作木線以北の集落については、庄原作木線を経由し三次市へ向かうが、庄原作木線から南側の集落や隣町の高宮町の方は、川沿いの国道375号の改良工事が済めば、こちらを利用されると考えている。
- 委員長** 一見、代替路線があるのに、必要性が薄れているように見えるが、トータルの交通量として見た場合には、拡幅して整備したほうが、利便性が高まると判断しているのか。
- 道路整備室長** はい。それに加え、江の川の右岸を走っている路線は、異常気象時にはかなり冠水して、路線沿いの集落については、日常生活の安全確保という面からも改良して、災害に強い道路をつくる考えである。

- B委員** この地域の当該路線における拡幅必要区間と整備済みの状況はどうか。
- 道路整備室長** 国道 375 号のうち、作木村と島根県大和村を結ぶ区間の作木大和道路は、権限代行で国の直轄工事がされている。これより南側の国道 375 号作木拡幅工区からは広島県で施行しており、この 2 つの工事は、概ね平成 18 年を目標に完成させたい。
- 残る区間、当該日下拡幅工区までの 9 kmのうち、工区立てをしていない未改良区間は約 5kmであるが、これらの作木拡幅工区、日下拡幅工区が目途がついた時点で引き続き着手したいと考えている。
- B委員** 全通の見通しは、いつごろになるか。
- 道路整備室長** 平成 20 年代前半ぐらいを考えている。
- 委員長** 緊急性という意味では、薄いように感じられるが。
- C委員** 走行時間短縮便益は、物流コストの低減とか人件費とがあるが、位置条件によって便益が左右されるのですか。
- B委員** 農作物等何を運ぶかによって、本来便益は変わるべきと思いますが、ここでは、恐らく一般的な台数で考慮されていると思います。

## ○ 三田谷川について

- C委員** 費用便益についての質問であるが、総便益を計算する際、年平均便益で、再現期間 100 年の被害額を基に便益を計算されているが、再現期間 100 年というのは長すぎる感じがする。
- それに加え、なぜ 10 年とか 20 年の再現期間のものを挙げられているのか、これは参考程度か。
- 砂防室長** この砂防における洪水の防災工事は、発生確率を 30 分の 1 で設計している。
- ただ、計算上、B/C を出す時にはマニュアル上 100 分の 1 で出している。
- 上流の砂防ダムから下流の流路工までの断面を統一することが理想であるが、現地状況に応じて設計において洪水発生確率を変更している。
- 下流の流路工については、区間が非常に長いので、30 分の 1で行っている。
- B/C とすり合っていないというところは、悩ましいが事実である。
- B委員** 事業費が倍増している一つの理由は、自然環境に対する配慮か。
- 砂防室長** はい。
- B委員** ならば、自然環境に対する便益の記述を行うべきである。数値的な記述は難しいと思うが、何らかの説明は行うべきある。
- もう一つ、このような環境配慮の工事は、全県下で一般的なものか、モデル的なものか。同種の実績はあるか。
- 砂防室長** 実績はまだ少ない。割合は 1 割程度かと思う。
- 魚巢ブロック等の局所的な対応は増えてきたが、これだけ景観、生態系に配慮した事例は、まだ多くない。
- 宮島の紅葉谷、神辺町の砂止め、現在整備中の毛利元就が城を築いた大通院谷川にサクラの木を植えながら景観に配慮した砂防ダム、流路工を整備しているといったもののように、地域おこしなどに直接かかわり、地域の皆さんが直接利用するところである。

従来は川をコンクリートで固めてしまう魅力の少ない工事をしてきたわけだが、人が頻繁に利用するところについては、お金は少しかかっても、自然をあまり損なわないような形で整備していくことが求められているはずである。

防災の進捗をスポイルすることをできるだけ抑えながら環境に配慮するという、そのバランスの上での事業をやっていくことを目指している。

委員長

バブル時代には必要ならば予算を増やせばいいという雰囲気だったわけだが、今のように財政が逼迫している時には、環境重視に費やす分だけ、次に予定している災害防止事業は後回しになる。

県としては、環境整備型の予算は必要予算として、一部後回しになるような事業があっても、それはその方向でやっていく姿勢なのか。

砂防室長

砂防事業について申し上げるが、2年前の6月29日に非常に大きな災害があり、がけ崩れと土石流の対策だけで約270億円という特別枠が設けられ、現在事業実施中である。

しかし、現実に広島あるいは呉といった管内の危険箇所は、その数百億円を投じて、どこを工事したのかというぐらいしか分からない。

呉のまちも、昭和42年の大きな災害があつて、延々30年を超える事業を行い、ようやく整備率が四十数パーセントまでになった。呉のような限られたところにおいてもそれぐらい時間がかかるので、防災工事とは百年の大計であることは間違いない。

その百年の大計が全部済むまで、すべてコンクリートで固める工法で人命を優先すべきなのか。このうち数パーセントかを環境保全に回すのがいいのか正確には判断できない。

その判断を行う、一つの拠り所とするのは、地元の意見であると思われるので、地元の協議会、あるいは市町村の役場からの意見と県の意見を含めて、すり合わせをしている。

防災面と環境面にバランスを持たせるとともに、コスト削減についても研究して参りたい。

委員長

いずれ、防災か環境かどちらかに踏ん切った方針を出すことになるのではないかと気がする。

ほかにありませんか。

(質問・意見なし)

### ○ 港湾3事業について

委員長

土生港については漁業活動支援事業という性格が強い。しかし、土生港自体は公共施設であるので公共事業で行うことには異論が無いことと思われる。

しかし、漁民が得するだけではないかとも言えないことはない。

B委員

御幸松地区について、前回は放置艇収容便益が計上されていたが、今回は計上していない。

この結果、採択時(平成9年度)の費用対効果(B/C)が0.7で、1.0を下回っている。

これは、費用が効果を下回っても事業を行う必要があつたと理解するのか。

併せて、放置艇の隻数が平成9年と平成12年ともに171隻と全然変化していない

が、これは実数として正しいのか。

**港湾企画整備室長** 収容便益を除き、環境便益だけではじくと、採択時は1.0を割るが、この時点における費用対効果(B/C)分析手法については、国も県も持ち合わせていなかったが、必ずしもB/Cだけでその事業の可否を決定するものではないと解釈している。

放置艇の隻数については、平成8年度の広島湾の一斉調査以後、本格的な調査を行っていない。直近で言えば、今年南区においては、200隻を目視で確認している。

**B委員** 調査をせず、隻数データなく計画を立てているということか。

**港湾企画整備室長** 放置艇の隻数調査については、毎年に行っていない。

プレジャーボート対策の経緯であるが、広島県の放置艇隻数は全国1位であり、これによる環境問題、船舶利用及び流水障害も非常に深刻な状態になってきた。

そこでこの対策のため、平成3年県において、マリーナネットワーク構想を立て、放置艇隻数をカウントした。それ以降、係留設備整備を行ってきたところである。

平成8年に構想ではなく、保管係留整備計画を立てるため、平成8年に広島湾における放置艇の隻数の確認調査を行った。

平成8年の一斉調査以来、期間を経過していることから、再調査の必要性もある。

**委員長** これこそ後追い行政の最たるものである。

今後は係留場所の確保を購入や販売の条件とすべきではないか。

**D委員** 交渉事が長引いたことが原因であるが、進捗率が非常に低く、公共事業の効果に損失がある。もっと効率的にできないのか。

**港湾企画整備室長** 遅れた理由については、地元との事前調整に不備があったということである。

船だまりの中にある施設をつくる計画をした場合、当然利用者であるポートサービス船を移動してから調査し、設計し、工事に入れば、平成11年には終了していたわけであるが、その調整が悪く新たな移動場所の静穏度が確保できないため、防波堤を新設することになった。この遅れの現在のスケジュールにおいては、平成16年が完成年度になった。

**D委員** 公共事業をする場合には、地元とか関係者に事業説明を十分して事業開始するべきである。これからの事業を進める上で、十分考えていただきたい。

## 【農林水産部所管事業】

### ○ 農林水産部所管4事業について

**C委員** ほ場整備事業では、個人負担があるが、かんがい排水事業では、町負担までで個人の負担がないのはなぜか。

かんがい排水事業などで、事業費が2倍以上になっている。計画があまりにもずさんではないか。ボーリング調査をどのように行ったのか。

また、事業費の増額もさることながら、農業の生産向上効果も当初に比べ上昇している。

後で本当にそういう効果が上がったのかを点検されているのか。

**委員長** 今の質問に関連して、ダムで農業用水を確保した場合も受益者負担はないのか。

- 生活基盤室長** ダム本体及び幹線パイプラインについては、国と県、市町村で負担するが、末端受益地への配水のためのパイプラインについては受益者負担を取っている。
- 委員長** 使用料や取水料の一部のようなイメージか。
- 生活基盤室長** ダム建設費以外のランニングコスト、いわゆる管理費についても、負担してもらっている。  
また、ボーリング調査は、事業採択前に、県の単独費で調査しており、三河地区においては4本、延長で108mを実施している。  
事業採択後の全体実施設計におけるボーリング調査は17本行い、全体で409mを調査しているほか、ダム付近の全体の地質を把握するため、弾性波探査を8測線、それから岩盤の強さを測定するため、1箇所横穴を掘り調査している。その他いろいろな調査を実施した。  
県単独費で実施した調査は、予算に限界があり、概略図面で事業費を算定しているため、後の建設費の増額要因になっている。  
今後、このような事態の生じないように対応していきたい。
- 生産基盤室長** 生産向上効果の点については、県としては、事業実施の条件としての趣旨を営農者に理解してもらおうとともに、営農計画を見直していただき、見直しされた計画に基づいて生産を実行していただくよう指導していく。
- E委員** 和草地区のほ場整備事業の全体事業費が20億6,700万円で、受益面積が91㍍<sup>2</sup>ということであれば、10㍍<sup>2</sup>当たり、1反で約220万円の改良費がかかるということになる。  
1反当たりで220万円の改良費と言うと高い感じがするが、ちなみにこの農地の1反当たりの時価はどれくらいか。
- 生産基盤室長** 和草地区での路線価のデータはないが、買収事例として、この地域で行われた県道改良時に買収した単価は、田で5,700円/㎡、畑で5,130円/㎡というデータがある。  
1反に直すと570万円ということなる。
- E委員** 570万円の単価で、改良費が220万円かかるということか。
- 生産基盤室長** ほ場整備をすると、それだけ道路も広くなり、水路も整備されるので、評価もまた上がることになると思われる。
- 委員長** ほ場整備したら、何年ぐらい売買できないのか。
- 生産基盤室長** 売買ではなく、原則8年間は転用できないことになる。農地を農地として使うのには支障はない。
- D委員** 先程、ダムの負担金の問題が出たが、林道についても地元負担はないのか。
- 森林整備室長** 市町村が事業主体の事業については、国50%、県15%、市町村35%の負担であるが、当該事業は県代行林道で、国補が50%、県が50%をベースしている。
- B委員** 農業に関する三点について共通した意見であるが、費用便益の手法が確立されていないという説明があったように、一つは事業を行う場合の費用と、もう一つは農業を営むための費用が必ずしも明確に分離されていない。  
農業生産向上効果や経営向上効果を便益として計算しているが、農業を営むための費用と改良工事のための費用が峻別されていないため、改良工事实施による便益がいくら上がったのかがわからない。

このあたりが土木建築部の評価手法と異なっており、わかりにくい。県として共通の評価手法をとるよう検討いただきたい。

もう一点、転作に対する助成金受領を便益として計算しているが、国から出される助成金であるのであるから費用ではないか。

以前は助成金については、便益として計算していなかったが、今回の考え方はおかしいのではないか。少額なため評価への影響は無いと思うが、検討頂きたい。

**生産基盤室長** 土木建築部の評価手法と同じになるのがよいとの御意見ですが、事業目的も根拠も違うので、なかなか難しいと思う。検討させていただきたい。

**B委員** 便益の差と費用の差を比較されているので、全体の枠が分からない。  
このデータでは、全体の枠の中で総便益と総費用の比較をして意味があるかどうか分からない。

**生産基盤室長** 二点目の助成金については、平成11年7月に農業基本法が改正され、新たに食料農業農村基本法ができた。食糧自給率を40%以下の水準から45%するという方針の下、ダイズ、コムギ等について本作により、本気で作るため、助成金が大幅に増額した。

この助成金については、効果として見てもいいという国の方針に基づき、平成12年度の時点から効果として計上している。

**B委員** 一般的には、生産性を上げたとか、新たな生産物をつくって市場を拡大したとかいうものではないか。

**生産基盤室長** それが農家の所得につながっていくという理由である。

**B委員** もしそうであれば、それはダブルカウントであり、二重評価になる。  
考え方の再検討を要する部分である。

**委員長** 時間を大分超過したが、ほかに御意見、御質問等ありますか。

(質問・意見なし)

意見、質問は以上ということにしたい。

本日、各委員から指摘のあった事項については、今後の再評価意見の原案に反映していきたいと思う。

最終の委員会で肉付けをしながら、答申案をつくっていこうと思います。

次回の委員会においては、これまでの説明やいろいろな議論を踏まえて、再評価意見の骨子案をつくり、次回委員会で御議論いただきたいと思うがよろしいか。

(「はい」の声あり)